

## 入札公告（説明書）の訂正

平成 22 年 4 月 1 日付けで入札公告を行いました「東京外環自動車道 三郷ジャンクション B ランプ橋（鋼上部工）工事」に係る入札公告の内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

平成 22 年 4 月 9 日  
（契約責任者）東日本高速道路株式会社 関東支社  
支 社 長 石川 慎一

### 記

#### 「第 3 競争参加資格」

（誤）

（7-2）審査基準日において、次の a) 及び b) に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を、本件工事に配置できる者であること。なお、工事の配置予定技術者と兼務しても良い。（設計管理技術者と照査技術者の兼務は除く）また、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-5. に示す競争参加資格確認申請書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同確認申請書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、入札の時までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

a) 設計管理技術者：技術士【総合技術監理部門（建設 - 鋼構造及びコンクリート）】

b) 設計管理技術者：技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】

なお、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を 7 年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に 4 年以上従事している者。

c) 設計管理技術者：RCCM（鋼構造及びコンクリート）

d) 照査技術者：「設計管理技術者に同じ」

（正）

（7-2）審査基準日において、次の a)、b)、c) のいずれかに掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を、本件工事に配置できる者であること。なお、工事の配置予定技術者と兼務しても良い。（設計管理技術者と照査技術者の兼務は除く）また、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-5. に示す競争参加資格確認申請書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない

場合にも同確認申請書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、入札の時までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

設計管理技術者

a) 技術士【総合技術監理部門（建設 - 鋼構造及びコンクリート）】

b) 技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】

なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者。

c) RCCM（鋼構造及びコンクリート）

照査技術者：「設計管理技術者に同じ」